

議案第72号

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の承認を求めること
について

上記議案を提出します。

平成29年12月5日

長与町長 吉田 慎一

提案理由

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成29年10月31日に専決処分したので、同条第3項の規定によりその承認を求めるもの。

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

長与町 A

2 事故の概要

(1) 事故発生時刻

平成29年10月3日 午後3時45分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡長与町高田郷3765番地1（個人駐車場）

(3) 事故の状況

長与町税務課職員が運転する公用車が駐車場で進路方向を変更中、駐車していた相手方所有のバイクへ接触し、転倒したバイクの左側が損傷した。

3 和解の内容

町の過失割合を10割とし、損害を賠償する。

なお、今後は本件事故に関し、双方とも一切の異議及び請求の申立てを行わないことを確認する。

4 損害賠償の額

47,951円

平成29年10月31日

長与町長 吉 田 慎 一